特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置 入院に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該 ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうるこ とを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽 減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務					
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院措置を行い、入院に要する費用を徴収する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・精神保健及び精神障害福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する事務				
③システムの名称	エクセル、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム				

2. 特定個人情報ファイル名

精神措置入院公費負担関連業務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠・番号法第9条第1項 別表の22の項

・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条、42条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	[提供側]なし [照会側] ・番号法第19条第8号 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を	·定める命令第2条の表39、40の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368

9. 規則第9条第2項の適]適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和6	年11月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6	年11月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 rる重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] では、それぞれ重点	点項目評価書又は₤	<選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価: 全項目評価書においる	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシステム	▲を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	最提供ネットワーク	システムを通じた提	供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[]接	続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 理題が残される		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	バー登録の際には、本人から に関する法律に基づく措置入	のマイナンバー取得を 院に関する事務では、 が、いずれの局面にお)対策は十分であるとす 号及び本人情報のデー ・申告書等(USBメモリを	ータベースへの入力 を含む。)の保管		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的な システムを通じて不正な システムを通じて不正な	対策 (受託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	ない。また、精神措置入院公費 する仕様としているほか、作業	費負担関連業務ファイル 美者と別の者によるダブ	を入手するため、目的外の入手が行われることは ルへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力 ブルチェックを行っている。これらの対策を講じてい 後は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	障害福祉課長 高塚 和郎	障害福祉課長 松山 和規	事後	人事異動
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報	「提供側」 ・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	[提供側]なし	事後	主務省令改正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	2018/6/1	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	2018/6/1	事後	時点修正
平成30年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	障害福祉課長 松山 和規	障害福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	評価実施機関における担当 部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	時点修正
令和6年2月5日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	24の項	[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の22, 23及び 24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第15条, 第16条及び第17 条	事後	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I 関連情報 7.特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求		〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
	I 関連情報 8.特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ		〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第14条	・番号法第9条第1項 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第41条、42条	事後	番号法改正 主務省令改正
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の22, 23及び 24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第15条, 第16条及び第17 条	・番号法第19条第8号 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め	事後	番号法改正 主務省令改正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
△和7年1日21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 2. 特定個人 情報の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。) 目的外の入手が行 われるリスクへの対策は十分 か	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用 目的を超えた紐 付け、事務に必要のない情報 との紐付けが行われるリスク への対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
△和7年1日21日	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使 用されるリスクへの対策は十 分か	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[0]委託しない	事後	時点修正
A-117-51-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か。	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
△和7年1日21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	_	2)十分である	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を行っている。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	時点修正
令和7年1月31日	皮が高いと考えられる対策	_	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 判断の根拠	_	措置入院患者等からの申告に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、精神措置入院公費負担関連業務ファイルへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力する仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加